

酒母・もろみ移動届出書の記載要領

- 1 この届出書は、構造改革特別区域法第27条第3項の規定により、同条第1項の承認に係る既存の製造場（主製造場）と同項の規定の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（体験製造場）との間で酒母又はもろみを移動しようとする場合に、その移動しようとする日の2日前までに主製造場の所轄税務署に提出してください。
- 2 税務署整理欄は記載しないでください。